

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の 見直しに係る省庁アンケート結果



令和8年10月1日
内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

アンケート調査の実施概要

- 関係省庁における研究開発評価の実施状況及び大綱的指針の見直しに対する意見等を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査目的	● 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）の見直しに向けた検討の一環として、各省庁における研究開発評価の実施状況や大綱的指針に対する意見等を把握し、今後の大綱的指針の見直しに向けた検討の基礎資料とする。
調査期間	● 2026/9/8-9/16
調査対象	● 消費者庁、こども家庭庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省 ● 総務省、文部科学省、経済産業省は、大綱的指針ワーキンググループ（第2回）での発表を実施したため対象外。
設問	● 問1： 代表的な研究開発事業の実施・評価状況 ● 問2： 科学技術イノベーション分野の特性を踏まえた評価上の課題・工夫 ● 問3： 評価階層間の接続 ● 問4： 政策評価・行政事業レビューと研究開発評価の関係 ● 問5： 大綱的指針の改定ニーズ

アンケート調査結果 ①代表的な研究開発事業の実施・評価状況

- 必要性（専門的・学術的意義、行政的ニーズ）/効率性（実施体制・費用対効果、効率的・効果的な運営の確保）/有効性（目標達成度・成果の活用可能性）が各省の主な評価項目であり、事前・中間・終了時・追跡等といった評価段階に応じ重点を設定して評価を実施。
- 各省とも評価結果を採択可否・計画変更、継続・中止等に活用するとともに、次期事業・後続研究の企画立案や資源配分に反映。

回答省庁	事業名	予算・実行スキーム	評価実施主体	主な評価項目・基準の特徴	評価結果の活用方法の特徴
消費者庁	食品安全科学研究事業	補助金・直接執行	消費者庁	評価段階ごとの項目の細分化は行わず、専門的・学術的観点、行政的観点、効率的・効果的な運営の観点等から総合的に評価	年1回作成する実施方針の調整に反映（作成に当たり外部の専門家からも意見を聴取）
こども家庭庁	こども家庭科学研究事業	補助金・直接執行	こども家庭庁	必要性・有効性・効率性を基本とし、概算要求前評価・事後評価は審議会部会で評価	課題の特性に応じ、予算・人材等の資源配分への反映と、当該研究開発施策そのものの改善に活用
復興庁	福島国際研究教育機構関連事業	補助金・交付先特殊法人による執行	複数省庁・大臣による共管	事業単位ではなく、交付先法人の業務全体（研究開発、研究開発環境の整備、研究開発に係る情報収集、産業化に関する事項等）を評価項目とする	翌年度の事業計画への反映、法人予算要求の検討に加え、法人の役員報酬にも反映
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	補助金・直接執行	厚生労働省	専門的・学術的観点、行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点ごとに「考慮すべき事項」を定め、その内容を事前・中間・事後で変える	評価段階別に活用先を明示（事前＝採択・不採択や計画変更、中間＝継続・中止や運営改善、事後＝国民への説明・結果DB化、追跡＝政策・施策形成への活用）
農林水産省	戦略的農林水産研究推進事業	委託費・直接執行	農林水産省	事前・中間・終了時・追跡の段階で評価し、研究内容とアウトプット目標の妥当性、アウトカム目標実現に向けたロードマップの明確性・妥当性を共通の軸として設定	事前＝概算要求や公募スキーム、中間＝研究継続の適否、終了時＝成果の普及・実用化に向けた施策に反映
国土交通省	SBIR建設技術研究開発助成制度	補助金	国土交通省	必要性（建設分野での新規性の高い技術に関する研究開発要素等）、効率性（計画・実施体制等）、有効性（建設現場の省力化、安全性の確保等）を中心に評価	事前評価は評価結果を採択・不採択に活用、事後評価は研究者に評価結果を公表することにより今後の研究開発の改善等に活用
環境省	環境研究総合推進費	委託費/補助金・FAを通じ執行	ファンディング・エージェンシー（FA）	「必要性」（環境行政上の意義・科学的技術的意義）「効率性」（計画・実施体制、費用対効果）「有効性」（環境問題の解明・解決等への効果）を明文化	予算・人材等の資源配分への反映に加え、研究開発の質の向上のための助言、研究開発施策の企画立案・推進に活用
防衛省	長期運用型UUV技術の研究	防衛省予算・直接執行	防衛省	事前評価時に設定した研究目標を評価基準として一貫適用し、中間＝進捗と達成見通し、事後＝目標の達成度と成果の活用可能性を重点的に評価	後続研究や将来の装備品研究開発事業の企画立案に反映し、事後評価で得た技術的知見を装備化検討の基礎資料として活用

※各省庁の取組を網羅的に記載しているものではない。

②科学技術イノベーション分野の特性を踏まえた評価上の課題・工夫

- 研究課題・研究段階に応じた目標設定や指標の見直し、専門家・利用者等の関与といった対応がみられ、評価結果を研究・事業の見直しや後続研究・後継施策に活用する事例もみられる。

番号	項目	内容
2-1	研究特性・研究段階に応じた目標設定と評価	・ 一律の定量的評価が難しい中、課題ごとの達成目標を設定して達成度を評価する取組（環境省）や、装備化までの長期性等を踏まえ、研究段階に応じて目標達成状況等を評価する取組（防衛省）がある。 ・ 成果指標の見直しを実施する事例（消費者庁）や、計画段階で定量的目標の設定が困難な場合に、研究の進展に応じて定性的目標を定量的目標に具体化する事例（防衛省）がある。 ・ 法人評価で、研究成果に加え、研究体制の構築や社会実装・産業化に向けた体制整備・取組等を総合的に評価することとしている。（復興庁）
2-2	専門家・利用者等の参画を通じた評価・改善	・ 実施方針の調整に外部専門家の意見を活用する事例（消費者庁）、法人評価で外部有識者による評価を行う事例（復興庁）、委員の多角的な意見を事業の見直し・改善や研究開発の採択に活用する事例（厚生労働省、国土交通省、こども家庭庁）がある。 ・ 利用者である農業者・民間事業者を評価者に加える取組がある。（農林水産省） ・ プログラムオフィサーと目標を検討し、プログラムディレクターとも連携して研究の軌道修正を行っている。（環境省）
2-3	研究・事業の改善と後続展開への接続	・ 評価結果を実施方針の調整（消費者庁）、事業計画の策定・資源配分等（復興庁）、研究継続の判断・計画の見直し（防衛省）に活用している。また、中間評価で計画変更の可否等を確認している。（環境省） ・ 後続研究の企画立案や将来の装備品研究開発への反映に活用する事例（防衛省）や、追跡評価で研究成果の活用状況を調査して制度評価の指標とする事例（環境省）がある。 ・ 研究終了後、切れ目なく後継施策に移行できるよう、終了時評価を事業終了年度から1年前倒しで実施している例もみられる。（農林水産省）

※各省庁の取組を網羅的に記載しているものではない。

③評価階層間の接続

- 評価結果を政策評価や中期目標・計画の進捗把握、事業運営等に活用する事例がある。
- 複数事業の一体的な把握・評価に関する具体的な仕組みはみられない。

番号	項目	内容
3-1	政策評価・施策等との接続と活用	・ 研究開発評価の結果を行政事業レビューシートに反映し、事業の進捗・成果の把握・評価や施策の評価に活用している。（防衛省） ・ 個別課題の成果等を集約して事業全体として整理している。（国土交通省） ・ 担当課室における研究成果の施策への反映・活用状況を確認している。（環境省） ・ 施策単位の政策評価とは別立てで研究開発評価を実施し、政策評価との整合・効率化を図ることとしている。（厚生労働省） ・ 主務6省庁及び福島国際研究教育機構が、中期目標・計画の進捗・成果の把握等に評価結果を活用している。（復興庁） ・ 事業評価の結果を年次の実施方針の調整に活用している。（消費者庁）
3-2	複数事業の一体的な把握・評価の状況	・ 共通の政策体系の下で複数の研究開発事業を推進しているが、事業群を一体的に把握・評価するための特別な仕組みは設けていないとしている。（防衛省） ・ 対象が「食品安全科学研究事業」のみであるため、複数事業を一体的に把握・評価する取組は行っていないとしている。（消費者庁）

※各省庁の取組を網羅的に記載しているものではない。

④政策評価・行政事業レビューと研究開発評価の関係

- 政策評価・行政事業レビューと研究開発評価の整合・効率化を図る取組等がみられる一方、多数の課題を採択する補助事業では課題ごとの評価に係る事務負担が指摘されている。

番号	項目	内容
4-1	評価制度間の整合と指標の設定	・ 施策単位の政策評価とは別立てで研究開発評価を実施している。（厚生労働省） ・ 研究開発評価を実施する際、政策評価との整合・効率化を図ることとしている。（厚生労働省、こども家庭庁） ・ 行政事業レビュー及び独立行政法人通則法に基づく中期目標等の評価指標は一部同一としつつ、評価目標に照らして個別に設定している。（環境省）
4-2	評価結果・既存情報の活用と評価作業の効率化	・ 研究開発評価の結果を行政事業レビューに反映している。（こども家庭庁） ・ 対象事業の行政事業レビューでは、中間・終了時・追跡評価の結果を活用することとしており、重複や更なる負担は生じていないとしている。（農林水産省） ・ 研究開発評価の情報を政策評価や行政事業レビューに活用することで、作業の効率化に努めている。（防衛省）
4-3	個別課題ごとの評価書作成・公表等の負担	・ 多数の課題を採択する事業では、評価内容を評価書として整理し、公表に向けた確認を行う作業が課題数に応じて増加しており、事務負担の軽減を課題としている。（国土交通省）

※各省庁の取組を網羅的に記載しているものではない。

⑤大綱的指針の改定ニーズ

- 大綱的指針の改定に向け、研究成果を多面的・長期的に捉える評価の視点に加え、評価段階間の連携や追跡調査結果の活用、評価単位の設定、研究成果の機微性への配慮について意見が示されている。

番号	項目	内容
5-1	研究成果を多面的に捉える評価の視点	・ 行政研究として政策等への活用を重点評価項目としており、評価指標が論文数や経済効果に偏重しないよう配慮を求めている。（厚生労働省） ・ 定量的な成果指標のみでは評価が困難な研究について、技術的知見の獲得や将来の活用可能性等の定性的成果を適切に評価する考え方の明確化が有用としている。（防衛省） ・ 限られた研究期間内で社会実装を定量的に評価することは困難だが、実装に向けて大きな進捗があった場合に適切に評価するための評価項目があれば有用である。（環境省） ・ 長期的な視点での評価が可能な枠組みが重要との意見がある。（こども家庭庁）
5-2	評価段階間の接続強化、追跡調査結果の活用	・ 事前・中間・事後・追跡評価を有機的に連携させるため、現行大綱的指針の自由度の高さを残しつつ、最低限実施する必要がある事項等をより具体的に記載することを求めている。（農林水産省）
5-3	制度の規模・構造等に応じた評価単位の設定	・ 制度・プログラム単位で評価する場合の判断の参考となる基準、個別課題の評価情報の集約方法、別途個別評価を行うことが適当な課題の考え方を、ガイドラインや事例集等で具体的に示すことを求めている。（国土交通省）
5-4	研究成果の機微性に配慮した評価の在り方	・ 安全保障分野を含む研究開発では、成果の公表や情報公開に制約が生じる場合があることから、研究成果の機微性に配慮した評価の考え方の明確化が望ましいとしている。（防衛省）

※各省庁の取組を網羅的に記載しているものではない。